

## 八戸市保育士資格等取得支援事業実施要綱

### (目 的)

第1条 幼保連携型認定こども園等における保育教諭等の人材を確保することによる子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心して育てることができるような体制の整備を目的に、保育士資格等取得を支援することとし、その実施にあたっては、「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）の別添1「保育士資格等取得支援事業実施要綱」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (事業の内容)

第2条 事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

| 事業の種類                         | 事業内容  | 対象施設等  |
|-------------------------------|---|--|
| (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業     | 右欄に掲げる施設が雇用している幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を有していない者が保育士資格特例制度（※1）等により保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の受講料等及び受講する当該職員の代替雇上費の補助を、当該受講者を雇用している施設に対して行う。 | ア 幼保連携型認定こども園<br>イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園                         |
| (2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 | 右欄に掲げる者が保育士資格特例制度（※1）等により保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設の受講に係る受講料等の補助を、当該受講者に対して行う。   | 幼稚園教諭免許状を有し保育士資格を有していない者   |
| (3) 保育所等保育士資格取得支援事業           | 右欄に掲げる施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設の受講料等の補助を、当該受講者を雇用している施設に対して行う。   | ア 保育所<br>イ 幼保連携型認定こども園<br>ウ 幼稚園型又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園<br>エ 乳児院<br>オ 児童養護施設 |
| (4) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業        | 右欄に掲げる施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設の受講料等及び受講する保育従事者の代替雇上費の補助を、当該受講者を雇用している施設に対して行う。  | 認可外保育施設  |
| (5) 保育教諭のための幼稚園教諭免許状取得支援事業    | 右欄に掲げる施設が雇用している保育士資格を有する者であって幼稚園教諭免許状を有していない者が幼稚園教諭免許状特例制度（※2）等により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、大学その他の機関の受講料等及び受講による当該職員の代替雇上費の補助を、当該受講者を雇用している施設に対して行う。  | ア 幼保連携型認定こども園<br>イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園                         |

※1：「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③により保育士資格を取得する制度。

※2：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度。

（事業の対象外）

第3条 前条の表事業内容の欄各項に規定する受講者が、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業の貸付けや助成を受けている場合は、本事業の対象としない。

（事業実施計画）

第4条 本事業の適用を受けようとする者は、第2条の表事業の種類欄各項の区分に応じ、同表事業内容の欄各項の規定による受講の開始日の属する年度中に、保育士資格等取得支援事業実施計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された実施計画書の内容を確認し、当該計画書の内容が本事業に適合すると認めた場合には、保育士資格等取得支援事業実施計画書承認通知書（別記第2号様式）より、提出した者に通知するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月26日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の適用の日前に第2条の表事業内容の欄各項の規定による受講を開始した場合は、当該受講の開始日が平成28年4月1日以後であるときに限り本事業の対象とし、この場合における第4条第1項の規定の適用については、同項中「年度」とあるのは「年度の翌年度」とする。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から実施し、令和6年4月1日から適用する。



第 号  
年 月 日

様

八戸市長



保育士資格等取得支援事業実施計画書承認通知書

年 月 日をもって提出のあった保育士資格等取得支援事業実施計画書について、下記のとおり本事業の対象として承認することに決定したので通知します。

記

1 対象となる事業の種類

2 施設名

3 受講者氏名

4 受講養成施設等名

5 受講期間（予定） 年 月 日 ～ 年 月 日

6 補助対象経費（予定額） 円